平成２９年（フ）第６５０号
東京都多摩市一ノ宮２丁目10番地の12第二多摩荘105
債務者　堀内さおり
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６５１号
東京都町田市中町４丁目14番14号サンハイツ青山Ａ―101
債務者　赤谷みどり（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６５２号
東京都青梅市藤橋２丁目560番地の20
債務者　小泉　　勇
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７６２号
東京都清瀬市松山２丁目９番29号ライオンズマンション清瀬202号
債務者　松本　隆子（旧姓瀧島）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４１号
静岡県浜松市東区原島町８番地の１メゾンｄｅダイエー203、前住所静岡県浜松市東区天王町669番地コーポ昭和202号
債務者　ナカガワ運送こと　中川　州一
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５８０１号
東京都北区滝野川１丁目68―15
債務者　橋本　英紀
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８４２号
東京都西東京市柳沢５丁目３―24―301
債務者　川口　雄二
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６１１号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港９号棟711号室
債務者　隈井　良平
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５６８号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地38棟505号
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５６９号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地38棟505号
債務者　中村　鈴子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１４号
横浜市栄区公田町250番地　マルモビル４Ｆ栄公田荘73号室
債務者　小林　　睦
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１５号
横浜市緑区東本郷５丁目17番10号　コートビレッジフジイＣ棟201号
債務者　西上　好明
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１６号
横浜市緑区東本郷５丁目17番10号　コートビレッジフジイＣ棟201号
債務者　西上美知子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６２０号
神奈川県綾瀬市深谷南４丁目５番32号　フレグランスＦ102
債務者　井上　大悟
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６２５号
横浜市都筑区南山田２丁目11番27号　パークアベニュー港北302号
債務者　射場　秀政
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部